

居住環境の整備、空き家対策

危険なブロック塀の撤去や家屋の耐震改修の支援、放置空き家の増加抑制などを行います。



市民への多様な手段による迅速な災害情報の伝達

災害情報を迅速に伝達するため、防災行政無線や緊急通報メール、防災メールまもるくんなどの複数の手段を用いて発信を行います。



海岸松林の保全

海岸松林の保全に向け、病害虫の駆除や植樹などを行います。



雨水総合管理計画（仮称）の策定

新たに策定する雨水総合管理計画（仮称）に基づき、浸水被害が想定される地域を対象として、内水氾濫対策を行います。

※内水氾濫

大量の雨に排水機能が追い付かず、土地や建物が水に浸かってしまうこと

防災訓練の促進

地震などの災害に対して迅速な避難行動がとれるように、市内全域で防災訓練を行います。また、特定の災害被害を想定した地域ごとの任意訓練の実施を促進します。



国土強靱化に向けた  
主な推進方針

公共施設の長寿命化

施設利用者の安全確保など、災害発生時の機能維持に向けて、必要な改修や修繕などを計画的に行います。



河川などの適切な維持管理

河川や排水機場の適切な維持管理や老朽箇所の点検を行い、改修や修繕などを行います。



地域支えあい制度の推進

地域支えあい制度に基づく連絡カード作成を促進し、要支援者に対する、避難行動の更なる支援体制の確立を図ります。



※地域支えあい制度

高齢者や障がい者などの要配慮者に対し、地域社会の中で安全・安心に生活できる地域づくりを推進するための制度。平常時の見守りや支え合い、緊急時の援助、災害時の安否確認など

主な推進方針と今後の  
取り組み

この計画は、地域の強靱化に向けた取り組みの推進方針を掲げています。この推進方針に基づき、市が主体となつて、強靱化に向けた事業や事務を行っていきます。  
なお、強靱化に向けた事業や事務については、市が既に実施しているものも多く、それらについては、改めてこの計画の中で一体的にまとめたものとなります。

この国土強靱化地域計画は、国や県の国土強靱化計画や、市のまちづくり基本構想、および市の防災全般における基本的な計画となる地域防災計画など、各分野別計画の内容と調和を図った計画です。計画の実施期間は令和4～8年度の5年間です。

国、県および市の他計画との関係や計画期間

この国土強靱化地域計画は、国や県の国土強靱化計画や、市のまちづくり基本構想、および市の防災全般における基本的な計画となる地域防災計画など、各分野別計画の内容と調和を図った計画です。計画の実施期間は令和4～8年度の5年間です。

国土強靱化に向けた基本目標

大規模な自然災害から市民の生命や財産、暮らしを守るため、地域の強靱化に向けた基本目標として次の4つを掲げています。

- 1 人命の保護が最大限図られること
- 2 市および社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 3 市民の財産および公共施設に関する被害の最小化
- 4 迅速な復旧、復興



福津市はこれまで、大規模災害が比較的起こらない住みよいまちだと言われてきました。

しかし、近年では全国各地で大雨や台風による洪水、浸水や地震などの自然災害が頻発し、また、これまでよりも被害が大きくなっています。

国や県は、災害発生後の「復旧・復興」から事前の「防災・減災」へと対策の重点を移し、関係法令の整備や計画の策定などを進めています。

市においても、大規模な自然災害から市民の生命や財産を守り、安全で安心な地域や社会の構築に向けた強靱なまちづくりを進めるため、事前防災の取り組みの推進方針をまとめた国土強靱化地域計画を令和4年12月末に策定しました。

そこで、今回、皆さんにその概要をお知らせします。なお、この計画の策定および記載内容は、国土強靱化に関する国の補助金が市へ交付されるための要件などにも位置付けられています。

基本的な方針

地域の特性を踏まえ、地域の強靱化を推進するための基本的な方針を掲げています。代表的な方針を紹介いたします。

ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ

公共施設の整備や耐震化などのハード対策と、避難訓練や防災教育などのソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進します。

自助、共助、公助の適切な組み合わせと官民の連携

強靱化を効果的に推進するためには、行政による支援（公助）だけでなく、自分の身は自分で守ること（自助）や、地域のコミュニティや自主防災組織などで協力して助け合うこと（共助）が不可欠です。これらを適切に組み合わせ、行政と民間が連携および役割分担して、一体的に取り組めます。

社会資本の老朽化対策として、施設などの効率的かつ効果的な維持管理

公共施設や道路、橋梁など



## 災害に強いまちへ

交通利便性や自然環境に恵まれた福津市は、現在、子育て世帯を中心とした人口流入が進んでおり、まちの姿の変革期にあります。一方で自然災害に対しては、大規模災害が比較的起こらない、いわば防災環境に恵まれた住みよいまちだともいわれています。

しかしながら、自然災害はいつ起こるのか予測がつきません。近年、全国で大雨・台風による洪水・浸水や地震などの自然災害が頻発化・激甚化してきており、東日本大震災や九州各地で起こっている大地震・豪雨災害から得た教訓を、わがまちのこととして捉え、緊張感を持って事前防災および減災に取り組む必要があります。

過去、甚大な被害を受けた自然災害として、昭和28年6月の西日本豪雨を記憶しているかたもいると思います。4日間降り続いた大雨による増水は、現在の福岡体育センター付近の県道路面上30cmに達し、西郷川に架かる橋や金毘羅神社参道の石橋が崩れ、家屋をはじめ田畑や山林、道路など多くの被害を受けたと記録されています。また近年では、本市において震度5弱を記録した平成17年3月の福岡県西方沖地震がありました。被害状況は、市民の負傷者1人（福岡市にて負傷）、家屋の半壊2棟、一部破損33棟にのぼっています。

このような自然災害から、このまちに暮らし、学び、働く人々の生命と財産を、将来にわたって先頭に立ち守っていく事は、首長たる私の重要な責務だと強く感じています。

ただし、事前防災のための取り組みには限りはありませんが、使える財源には限りがあることも事実です。そのため、今ある公共施設等資源の活用やハード対策とソフト対策の組み合わせ、自助・共助・公助による取り組み、国庫補助金をはじめとした補助財源の積極的な活用など、さまざまな創意工夫を組み合わせることで、より効率的かつ効果的な事前防災対策を実施していかなければなりません。

この考え方のもと、本市が将来にわたって「災害に強いまち」として持続可能な発展を続けていくために、国や県、関係行政機関などと一丸となって行う事前防災の取り組みの推進に向けた基本的な計画となる「福津市国土強靱化地域計画」を昨年12月末に策定しました。

今後は、この計画および市地域防災計画に基づき、事前防災のための推進方針に掲げる事業・事務を着実に実施し、強靱なまちづくりを推進してまいります。

福津市長 原崎 智仁

### 農地の適切な保安全管理の支援、指導

農地などの荒廃の解消に向けて、地域全体での保安全管理の促進を支援します。



### ため池の適切な維持管理、改修

防災重点ため池や老朽化しているため池を中心に、適切な維持管理や必要に応じた改修や修繕などを行います。



### 郷づくり、自治会活動の支援

郷づくり推進協議会や自治会活動の更なる活性化のために、活動などの周知や交付金の交付などの支援を行います。



### ボランティア活動の支援

平常時から災害時に協力を得るボランティア団体との連携を密にするとともに、活動の支援やリーダーの育成、災害時の受け入れ体制の整備などを推進します。



### 福津市国土強靱化地域計画

本文は、市公式ホームページに掲載しています。

## 国土強靱化に向けた 主な推進方針

### ハザードマップの作成、更新

自然災害に対する備えとして、各災害に応じたハザードマップ（総合防災マップ）を必要に応じて更新し、配布します。総合防災マップは、市公式ホームページから見るすることができます。



### 自主防災組織の支援、防災リーダーなどの育成

自主防災組織の設立の支援や地域の防災リーダーなどの確保・育成の推進に努めます。

### 消防本部・消防団の充実

宗像地区消防本部および市消防団の組織の充実、車両や資機材の更新などを行います。



### 感染症予防の推進

災害発生時の感染症の集団感染などを防ぐため、平常時から予防接種の啓発を行います。



### 災害対策本部設置施設の適切な整備、改修

災害発生時に災害対策本部を設置する市役所庁舎などについて、改修や修繕などを計画的に行います。



### 上下水道施設の適切な保守点検や維持管理

災害発生時に、可能な限り給水や下水処理を行うため、施設の適切な保守点検や維持管理を行うとともに、耐震化や更新などを行います。



### 自助、共助、公助による備蓄の推進

災害発生時に救援物資が届くまでの間、不可欠な食料などの確保をするために自助、共助、公助による備蓄を推進します。



### 森林・林道の保安全管理

土砂崩れなどを防ぐ森林の荒廃を防ぐため、荒廃調査を行うとともに、森林の間伐や林道の維持管理を行います。

### 狭あい道路の拡幅、通学路の歩道整備

災害発生時に迅速で安全な避難や緊急車両の円滑な運行のため、幅の狭い道路の拡幅や通学路の歩道整備などを行います。

### 避難所などの衛生環境を含めた整備、改修

指定緊急避難場所や指定避難所になっている施設について、衛生環境を含め、平常時から必要な改修や修繕などを計画的に行います。



### 農業水利、漁港、農産物直販施設の適切な維持管理、改修

災害発生時に、可能な限り農業生産力や水産物供給の維持安定を図るため、施設の適切な維持管理・改修などを行います。



### 道路や橋梁の整備、維持管理

道路や橋の点検や維持管理を行うとともに、必要な箇所の修繕や更新、整備を計画的に行います。

